

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 要綱第5の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は別紙様式第2-1号又は2-2号によるものとする。要綱第2の3の（1）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあっては、当該施設の管理者の直近12か月の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であったことを証明する書類等を添付するものとする。</u></p> <p><u>4 事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね2割削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。</u></p> <p><u>ただし、令和3年度までに既に2つ以上の取組を実施しており、これを継続する場合には、令和4年度以降に1つ以上の取組を新たに実施し又は令和3年度までに実施している取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。</u></p> <p><u>また、令和4年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。</u></p> <p><u>5 支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。</u></p> <p>第2 事業の申請</p> <p>1 一般型</p>	<p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 事業の申請</p> <p>1 一般型</p>

改正後	現行
<p>(1) 要綱第6の1の(1)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第3-2号</u>によるものとする。</p> <p>(2) 要綱第6の1の(2)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第3-3号</u>によるものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) 要綱第6の2の(1)の「流域治水推進計画」は、<u>別紙様式第3-1号</u>によるものとし、要綱第2の2の(1)から(3)までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。</p> <p>(2) 要綱第6の2の(1)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第3-4号</u>によるものとする。</p> <p>(3) 要綱第6の2の(2)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第3-5号</u>によるものとする。</p> <p><u>3 省エネルギー化推進型</u></p> <p><u>(1) 要綱第6の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-6号によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 要綱第6の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-7号によるものとする。</u></p> <p>第3 事業の採択</p> <p>1 要綱第7の都道府県知事に対する採択通知書は<u>別紙様式第4-1号</u>によるものとする。</p> <p>2 要綱第7の市町村又は土地改良区等（土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。）に対する通知は<u>別紙様式第4-2号</u>により行うものとする。</p>	<p>(1) 要綱第5の1の(1)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第2-2号</u>によるものとする。</p> <p>(2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第2-3号</u>によるものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) 要綱第5の2の(1)の「流域治水推進計画」は、<u>別紙様式第2-1号</u>によるものとし、要綱第2の2の(1)から(3)までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。</p> <p>(2) 要綱第5の2の(1)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第2-4号</u>によるものとする。</p> <p>(3) 要綱第5の2の(2)の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第2-5号</u>によるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 事業の採択</p> <p>1 要綱第6の都道府県知事に対する採択通知書は<u>別紙様式第3-1号</u>によるものとする。</p> <p>2 要綱第6の市町村に対する通知は<u>別紙様式第3-2号</u>により行うものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第4 計画の変更</p> <p>1 一般型</p> <p>(1) 要綱第8の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村は、<u>別紙様式第5-1号</u>により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。</p> <p>(2) (1)の規定により市町村から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第8の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、<u>別紙様式第5-2号</u>により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) 要綱第8の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村は、<u>別紙様式第5-3号</u>により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。</p> <p>(2) (1)の規定により市町村から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第8の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、<u>別紙様式第5-4号</u>により、地方農政局長等へ報告するものとする。</p> <p><u>3 省エネルギー化推進型</u></p> <p><u>(1) 要綱第8の3により「省エネ計画」を変更したときは、市町村又は土地改良区等は、別紙様式第5-5号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)の規定により市町村又は土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第8の3により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第5-6号により、地方農政局長等</u></p>	<p>第4 計画の変更</p> <p>1 一般型</p> <p>(1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村は、<u>別紙様式第4-1号</u>により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。</p> <p>(2) (1)の規定により市町村から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、<u>別紙様式第4-2号</u>により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村は、<u>別紙様式第4-3号</u>により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。</p> <p>(2) (1)の規定により市町村から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、<u>別紙様式第4-4号</u>により、地方農政局長等へ報告するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="315 252 577 280"><u>へ報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="241 341 479 370">第5 事業の実績報告</p> <p data-bbox="286 384 1066 501"><u>要綱第10の1及び2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和5年度以降、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第6-1号又は別紙様式第6-2号により報告するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1128 341 1196 370">(新設)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

改正後

現行

別紙様式第1号 (略)

別紙様式第1号 (略)

別紙様式第2-1号

(新設)

省エネルギー化推進計画 (諸油脂)

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設 (施設管理者ごとに記載)

施設名	施設区分	施設容量	R4年度使用諸油脂量 (R4.4~R5.3分)	R4年度油脂費 (R4.4~R5.3分)	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化 ・コスト削減対策	省エネルギー化 推進	取組内容	実施期間 ○:実施 ◎:拡大・強化								
									R3迄	R4	R5	R6	R7				
施設管理者:○○ (管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合:○%)																	
			kg	千円													
			kg	千円													
			kg	千円													

注

- 令和4年4月以降の使用諸油脂量及び諸油脂費が分かる資料等を添付すること。
- 令和4年4月から令和5年3月までの使用量が確定していない月の諸油脂量については、令和3年度の当該月の使用諸油脂量で代用することとする。その場合においては、令和3年度の実績使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。
- 令和4年4月から令和5年3月までの支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 交付済み又は交付予定補助金等の種が分かる資料等を添付すること。
- 直近1か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 諸油脂費の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

別紙様式第2-2号

(新設)

省エネルギー化推進計画（電力）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	R4年度使用電力量 (R4.4~R5.3分)	R4年度電力料 (R4.4~R5.3分)	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化									
										R3 迄	R4	R5	R6	R7					
施設管理者：○○（管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合：○％）																			
		kW		kWh	千円														
		kW		kWh	千円														
		kW		kWh	千円														

注

- 令和4年4月以降の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 令和4年4月から令和5年3月までの使用量が確定していない月の使用電力量については、令和3年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、令和3年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 令和4年4月から令和5年3月までの支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 直近1か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

改正後

別紙様式第3-1号 (略)

別紙様式第3-2号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	土地改良区名	備考

別紙様式第3-3号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

現 行

別紙様式第2-1号 (略)

別紙様式第2-2号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	土地改良区名	備考

別紙様式第2-3号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

改正後

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	事業実施主体名	土地改良区名	備考

別紙様式第3－4号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番号
年月日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の2の（1）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

現行

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	事業実施主体名	土地改良区名	備考

別紙様式第2－4号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番号
年月日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（1）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

改正後

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第3-5号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の2の（2）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

現行

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第2-5号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（2）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

改正後

現行

別紙様式第3-6号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村又は土地改良区等の長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の3の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

<u>施設名</u>	<u>施設造成者名</u>	<u>施設管理者名</u>	<u>備考</u>

注 備考欄には、令和4年度で採択済みの事業型があれば記載する。

(新設)

改正後

現行

別紙様式第3-7号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号

年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の3の（2）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主 体名	施設造成者 名	施設管理者 名	備考

注 備考欄には、令和4年度で採択済みの事業型があれば記載する。

別紙様式第4-1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号

(新設)

別紙様式第3-1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号

改正後

現行

年 月 日

年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事 殿

地方農政局長

地方農政局長

〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

〇〇年〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

記

<一般型の場合> (略)

<一般型の場合> (略)

<特別型の場合> (略)

<特別型の場合> (略)

<省エネルギー化推進型の場合>

(新設)

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第4-2号

別紙様式第3-2号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号

番 号

年 月 日

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇市町村長 殿

都道府県知事

都道府県知事

〇〇年〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事

〇〇年〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事

改 正 後

現 行

業実施地区として採択したので通知する。

業実施地区として採択したので通知する。

記

記

<一般型の場合> (略)

<一般型の場合> (略)

<特別型の場合> (略)

<特別型の場合> (略)

<省エネルギー化推進型の場合>

(新設)

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第5-1号

別紙様式第4-1号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1により報告します。

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の1により報告します。

記

記

1・2 (略)

1・2 (略)

別紙様式第5-2号

別紙様式第4-2号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

改正後	現行
<p>地方農政局長 殿 (北海道にあつては農村振興局長 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>水利施設管理強化事業(一般型)の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>別紙様式第5-3号</u></p> <p style="text-align: center;">流域治水推進計画変更手続書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p>水利施設管理強化事業(特別型)の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2により提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流域治水推進計画(変更)</p> <p style="text-align: center;">※<u>別紙様式第3-1号</u>により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</p>	<p>地方農政局長 殿 (北海道にあつては農村振興局長 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>水利施設管理強化事業(一般型)の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の1により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>別紙様式第4-3号</u></p> <p style="text-align: center;">流域治水推進計画変更手続書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p>水利施設管理強化事業(特別型)の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流域治水推進計画(変更)</p> <p style="text-align: center;">※<u>別紙様式第2-1号</u>により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</p>

改正後	現 行
<p><u>別紙様式第5-4号</u></p> <p>流域治水推進計画変更手続書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農村振興局長 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第8</u>の2により提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流域治水推進計画（変更）</p> <p style="text-align: center;">※<u>別紙様式第3-1号</u>により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</p>	<p><u>別紙様式第4-4号</u></p> <p>流域治水推進計画変更手続書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農村振興局長 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第7</u>の2により提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流域治水推進計画（変更）</p> <p style="text-align: center;">※<u>別紙様式第2-1号</u>により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</p>
<p><u>別紙様式第5-5号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>省エネルギー化推進計画変更手続書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>都道府県知事</u> 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>市町村又は土地改良区等の長</u></p> <p><u>水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3により提出します。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>1 <u>施設名</u></p> <p>2 <u>省エネルギー化推進計画（変更）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※別紙様式第2-1号又は別紙様式第2-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</u></p> <p><u>別紙様式第5-6号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>省エネルギー化推進計画変更手続書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 { <u>北海道にあつては農村振興局長</u> <u>沖縄県にあつては沖縄総合事務局長</u> } </p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事</u></p> <p><u>水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3により提出します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>1 <u>施設名</u></p> <p>2 <u>省エネルギー化推進計画（変更）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※別紙様式第2-1号又は別紙様式第2-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改正後

現行

別紙様式第6-1号

(新設)

実績報告書(諸油脂)

番 号
年 月 日

農村振興局長
又は
地方農政局長
沖縄総合事務局長
殿
[都道府県知事]

(都道府県知事名)
[市町村又は土地改良区等の長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	千円
	千円
イ 施設の管理費	千円
	千円

改正後

現行

別紙様式第6-2号

実績報告書（電力）

番 号
年 月 日

農村振興局長
又は
地方農政局長
沖縄総合事務局長
殿
[都道府県知事]

(都道府県知事名)
[市町村又は土地改良区等の見名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	・	千円
	・	千円
イ 施設の管理費	・	千円
	・	千円

改正後

現行

別紙1 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

取組メニュー	
ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
	SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
	SE-3 排水機場の内水位調整
	SE-4 休止可能機器の通電停止
	SE-5 大口径ポンプの優先使用
	SE-6 無効送水の削減
	SE-7 節水による送水量の削減
	SE-8 エネルギー管理の強化
	SE-9 独自取組(省エネ化) (<u>その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組(以下「独自取組(省エネ化)」という。)</u>)
ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
	HE-2 電動機制御方式の見直し
	HE-3 高効率電動機への更新
	HE-4 減速機の省略
	HE-5 高効率ポンプへの更新
	HE-6 インペラ(羽根車)の改造
	HE-7 水路のパイプライン化
	HE-8 遠隔制御機器の導入
	HE-9 再生可能エネルギー施設の導入(自家消費有り)
	HE-10 独自取組(省エネ化)

取組メニュー	
ソフト対策	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
	SC-2 電力契約の適正化
	SC-3 電力契約使用期間の短縮
	SC-4 独自取組(コスト削減) (<u>その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組(以下「独自取組(コスト削減)」という。)</u>)
ハード対策	HC-1 力率の改善
	HC-2 ピークカットのための調整施設の整備
	HC-3 再生可能エネルギー施設の導入(自家消費なし)
	HC-4 独自取組(コスト削減)

(新設)

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギー化のための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

改正後	現行
<p><u>別紙2 支援金の算定方法</u></p> <p><u>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</u></p> <p><u>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－前年度のエネルギー料金－従来補助金額</u></p> <p><u>前年度のエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率</u></p> <p><u>(2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。</u></p> <p><u>(3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。</u></p> <p><u>(4) 当年のエネルギー料金とは、令和4年4月から令和5年3月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費(灯油、軽油及びA重油)及び電力料(基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額)をいう。</u></p> <p><u>(5) 従来補助金額とは、一般型又は特別型により既に補助されている金額をいう。</u></p> <p><u>(6) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</u></p> <p><u>(7) 支援金の上限額は、(1)の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>